

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次：9 月上旬～下旬
②	教育実習等の実習期間・総時間数 小学校で 3 週間・120 時間
③	実習校の確保の方法 札幌市教育委員会を通じて、小・中校長会へ実習先の提供を依頼する
④	実習内容 ・ 学校現場において児童生徒と直接かかわり、観察・参加・実習を通じて、学校教育の実際を学ぶ。 ・ 保健室における救急処置や健康相談、教科・特別活動における保健指導（指導案の作成、研究授業の実施等）を体験する。 ・ 大学で習得した理論や技術を用いて、理論と実践を結びつけた検証を行う。また、教育現場の実態や課題を把握し、解決のために必要な態度や方法を修得する。
⑤	実習生に対する指導の方法 ・ 2～4 年次において開講される教職関連科目内において、4 年次に実施する「養護実習」を見据えた必要な指導を科目担当教員より随時行う。 ・ 4 年次の「養護教育実習事前・事後指導」も実習事前においては、実習前に必要なオリエンテーション、知識の確認・整理等を行うほか、保健指導の模擬指導を行う。グループではなく個人で研究・発表をさせる時間を多く設け、学生一人一人に講評を行う。実習事後には、実習の振り返り、報告書作成、報告会での発表等によって、自己・他者評価を行う。 ・ 4 年次科目「教職実践演習」では、教育実習で学んだ理論と実践の有機的な統合を図るため、講義、事例研究（討論）、年間指導計画の立案や教材研究、養護教育等の実践を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 ・ 実習先校からの評価並びに、指導教員による実習先への聴き取り（健康相談、学校保健活動や保健指導等の活動内容、教育実習記録など）、事前事後指導の学修の様子や学習意欲などを総合的に勘案して評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 4 年次「教育実習事前・事後指導」の実習における「事前指導」を実施 時期：4 月～9 月にかけて 15 回中 8 回実施（16 時間） 4 年次「教育実習事前・事後指導」の実習における「事後指導」を実施 時期：10 月～1 月にかけて 15 回中 7 回実施（14 時間） 4 年次「教職実践演習」 時期：5 月～1 月にかけて、30 回実施（120 時間）

② 内容（具体的な指導項目）

〔事前〕

- ・教育実習の意義、目的の理解
- ・教育実習に必要なオリエンテーション（マナー、教育実習に必要な知識の確認・整理）、個別指導
- ・保健指導、保健学習の模擬指導の実施（指導案作成、発表、講評）

〔事後〕

- ・教育実習の振り返り、報告書作成
- ・報告会での発表による自己・他者評価
- ・教育実習における事例研究（討論）
- ・年間指導計画の立案、教材研究、健康教育の実践

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

札幌保健医療大学ハラスメント防止に係る基本宣言を行い、学生へ周知を行っている。

- 1) 内容：患者・家族もしくは実習指導者・教員からの身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント等があった、または危惧される場合をいう。
 - (1) 身体的暴力とは、殴る、蹴る、叩く、突き飛ばす、物を投げつける等の身体的ダメージを与える行為をいう。
 - (2) 精神的暴力とは、暴言を吐く、脅かす、恥をかかせる、他人に悪口を言う、無視をする等、身体的にダメージはないが、精神的にダメージを与える行為をいう。
 - (3) セクシャルハラスメントとは、性的嫌がらせのこと。必要なく身体に触れる、性的な冗談や質問、プライバシーに立ち入り過ぎる、性的関係を強要する等の行為をいう。
- 2) 対応：
 - (1) 暴力・ハラスメントが発生した場合、速やかに教員および実習指導者に連絡・報告する。
 - (2) 受け持ち患者・家族が加害者の場合、受け持ち患者の変更も視野に入れ話し合う。
 - (3) 直接教員等に報告・相談しにくい場合、ハラスメント相談窓口で連絡を入れ相談する。
- 3) 相談窓口：

学内相談員または、学外相談員へいつでも相談できる対応となっており、相談者が申立て（通知・調整、調停、調査）があった場合、ハラスメント防止対策委員会が主となり調査などを行う体制となっている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・委員会等の名称

教職課程委員会

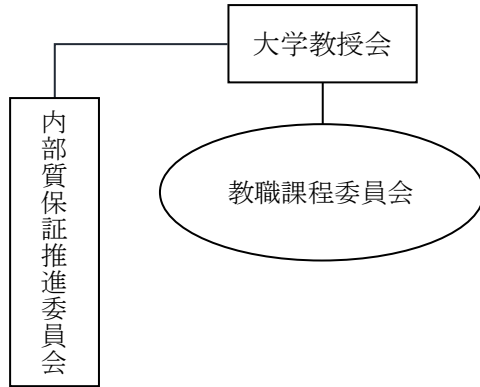
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）

教員（看護、栄養学科）6、事務局学務課（課長1、課員1）

- ・委員会等の運営方法

定例委員会を年間にわたり行うとともに、教職課程担当教員間の打ち合わせ会、委員長と事務局との打ち合わせ会などを適宜行い、それを学生指導やガイダンス、行政機関との情報共有と調整に生かす。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

教職課程委員会

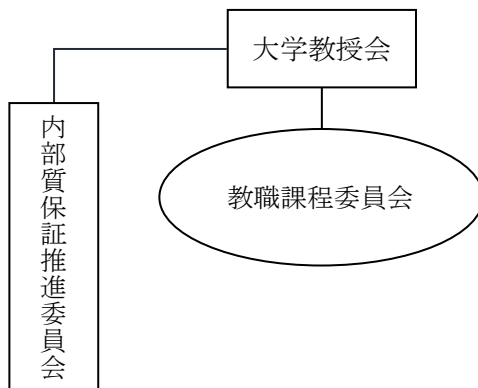
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

教員（看護、栄養学科）6、事務局学務課（課長1、課員1）

- ・ 委員会等の運営方法

定例委員会を年間にわたり行うとともに、教職課程担当教員間の打ち合わせ会、委員長と事務局との打ち合わせ会などを適宜行い、それを学生指導やガイダンス、行政機関との情報共有と調整に生かす。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

教職課程に係る科目及び看護学科の実習科目のうち3年次までに配当されているすべての科目を修得していなければならない。さらに、看護学科4年次前期に開講されているすべての実習科目を履修していなければならない。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計			
○	×	教育委員会名	札幌市教育委員会	小学校：198校	中学校：98校

札教推第 2325 号
令和 5 年（2023 年）12 月 18 日

学校法人 吉田学園
理事長 吉田 祐樹 様

札幌市教育委員会
教育長 檜田 英樹

教育実習受入承諾書

札幌保健医療大学保健医療学部看護学科に係る、札幌市公立学校での教育実習の受け入れについて、下記の通り承諾いたします。

記

- 1 受入に係る学部学科
保健医療学部看護学科 （入学定員 100 名）
- 2 教育実習の受入先
札幌市小中学校
- 3 教育実習の受入に係る免許状の種類
養護教諭一種免許状
- 4 教育実習の受入時期
令和 10 年度から